

# 行政改革に関する第一次答申

昭和56年7月10日  
臨時行政調査会

はじめに（略）

## 第1 行政改革の理念と課題

### 1 当調査会の任務（略）

### 2 行政改革の理念

行政改革の推進に当たっては、新しい時代が要求する行政の在り方を明らかにしなければならない。すなわち、行政にとっての新たな目標とその達成を可能にする行政の制度及び運営方法とを国民にまず示さなければならない。行政改革の理念をめぐって国民的合意が形成されることが民主的な行政改革の前提である。しかし、そうした理念の詳細について全面的、最終的な合意が直ちに得られるとは期待できない。むしろ理念は国民との絶えざる対話、国民の間での率直な論議の過程を通じて、徐々に発展させられ、具体化させられていくべきものであろう。その意味では、当調査会としても、行政改革の理念については、国民的な論議の進展を見守りつつ、今後とも引き続き検討、修正を怠らないが、とりあえず現時点においては、今後我が国がめざすべき方向として、国内的には「活力ある福祉社会の実現」、対外的には「国際社会に対する貢献の増大」の二つを基本理念として提示しておきたい。

来るべき高齢化社会、成熟社会は一面で停滞をもたらしやすいが、その中で活力ある福祉社会を実現するためには、自由経済社会の持つ民間の創造的活力を生かし、適正な経済成長を確保することが大前

提となる。その下で、資源・エネルギーを始めとする成長制約要因や経済摩擦要因を克服しつつ、長期にわたる経済発展を図っていくことが肝要である。

同時に、家庭、地域、企業等が大きな役割を果たしてきた我が国社会の特性は、今後もこれを発展させていくことが望ましい。すなわち、個人の自立・自助の精神に立脚した家庭や近隣、職場や地域社会での連帯を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な負担の下に福祉の充実を図ることが望ましい。

混乱と不安定の様相を示しつつある国際社会の安定と発展のために我が国がなし得る貢献と果たすべき責任は少なくない。我が国は、既に世界の約1割の経済力を持つ国となり、外交、通商、文化等広範多岐にわたって国際社会と相互に密接な関連を持つに至っている。このような国際社会における地位の変化にかんがみ、今後我が国は、世界貿易の発展への積極的寄与、発展途上国への経済協力の推進等自らの能力を生かした主体的な行動によって、国際社会への平和的貢献を一層増大させていくことが必要であろう。

このような我が国のめざすべき方向を踏まえ、行政改革は次の観点から進められるべきである。

第1は「変化への対応」である。我が国は高度成長により明治以来の目標であった欧米並みの近代化

をほぼ達成し、今では政府、国民とも新たな長期的目標を模索しつつある。同時に、国際環境と社会構造の急速な変化の中で、新たに生ずるに至った様々な問題への対応を迫られている。その過程において行政に期待される役割は大きい。しかしながら、今後の行政は、例えば経済活動に対する保護的基調や国際社会への受身の対応といった旧来の傾向を払拭していく必要がある。とりわけ、行財政の硬直化要因を思い切って排除する努力なしには、変化の多い内外状況への機動的、弾力的な対応はおぼつかないであろう。また、新しい国家的、国民的目標の設定と達成に貢献することも困難となる。

第2は、「簡素化、効率化」である。安定成長に移行した今日、行政需要とそれを充足すべき財政収入の間には大きなギャップが存在し、巨額の赤字公債（特例公債）に依存することになっている。このような状況は是非とも改められねばならず、重要性の薄れた公的関与の見直しを行うことが要請されている。これは必ずしもより「小さな政府」を求めることを意味しないが、既存の制度、施策の見直しを行わず、それをそのままにして新しい行政需要に対応しようとするれば、行政だけがいたずらに肥大化し、社会の活力が失われることは明らかである。また、その場合には国民負担の増加を適正なものにとどめることも困難となる。

政府と民間、国と地方との適正な機能分担の下に、簡素で効率的な政府を実現し、国も地方も民間も全体として活力を高めることが急務とされるゆえんである。

第3は、「信頼性の確保」である。行政が円滑にその役割を遂行していくためには、国民の政府に対する信頼を確保することが必須の条件である。効率的で無駄のない政府を実現し、その公正で民主的な運営を行い、また、公務員の倫理や能率についての国民の厳しい批判に虚心にこたえていくことが、国民から信頼される政府、心の通った行政を取り戻す本道であろう。

### 3 行財政の当面の改革課題

#### (1) 当面の改革問題

以上のような観点に立って、行財政の改革を進めるに当たり、まずは現行の行財政の惰性的運用を排除し、その建直しを回ることが重要である。経済成

長の減速化に伴い、行財政には厳しい制約がかかり、新たな役割にこれまでのように積極的に対応できなくなっているからである。

財政面でいえば、昭和48年の石油危機に伴う大幅な物価及び賃金の上昇の下で、当時ようやく制度的な整備が進められつつあった社会保障、文教関係費が大きな支出拡大要因となるに至った。また、昭和51年度以降は、沈滞した民間経済活動を補い日本経済を安定成長軌道に移行させるため、公共事業費等の大幅な増加が図られた。成長率が低下し税収の伸びが鈍化する中で、これらの支出拡大が公債、特に赤字公債の増発を伴って行われたため、それはまた公債費の増加ともなって、その後の財政危機を招くこととなった。

このように、最近の財政赤字の拡大は、昭和48年以降の我が国の社会的、経済的变化の下で、ほとんど不可避的に生じたと考えられる一面もある。しかし、それと同時に、高度成長期に拡大した行政の範囲が見直されないまま惰性的な支出拡大が続けられている面も見落とせない。

また、行政各部門の現状についていえば、これまでも簡素化、効率化の努力はある程度行われてきているものの、なお不徹底かつ部分的なものにとどまっている。行政各部門が合理化、効率化の要請に十分こたえ得ているとは到底いえない。

したがって、財政の再建と行政の効率化は、時代の要請にこたえ得る行財政を実現する上で避けて通れない第1の関門であり、我が国はその総力を挙げてこれに取り組む必要がある。もちろんその場合でも、単なる財政収支の改善や人員等の削減のみで足れりとするのではなく、積年の行財政運営によって形成されてきた構造的弊害にメスを入れる勇気が必要である。

この第1の関門を突破するために、政府として緊急に取り組むべき行財政の改革方策の主要点は、次章に示すとおりである。それらは主として昭和57年度から直ちに着手すべき施策からなっているが、そこで検討・見直し事項として指摘されるにとどまっているより基本的な改革事項についても、政府がこれを真剣に受け止めて対応することをあらかじめ強く要望しておきたい。

#### (2) 当面の改革の位置付け

既に述べたとおり、行政改革の本旨は、単に財政を救うために既存の行財政の縮減を求めることではない。行財政の惰性的運用を克服し、新しい国民的、国家的課題を担い得るような行政システムを構想し実現することが本来の課題である。しかし財政支出の思い切った節減と取りあえず実施可能な箇所から出発する行政の効率化は、この本来の課題にこたえる態勢を整えるための突破口としての意味を持つ。その意味で今後約2年間にわたって行われるべき行政改革が、行政の体質を改善し、我が国経済社会の長期的な発展を可能にするための本格的療法であるとすれば、今回の第一次答申は、いわば緊急の外科手術であり、一時的な痛みはあるものの、これを第一歩として長期の体質改善へとつないでいこうとするものである。

このような緊急措置の影響は、もとよりそれに直接かかわる行政各部門にのみとどまるものではない。産業や国民生活の各部門もなにかの痛みを被ることは避け難い。

しかし、行政改革とは、本来国民の需要にこたえる行政サービスを可能にするために行われるものである以上、緊急課題の処理に当たっても、真に必要

なサービスはこれを維持すべきことは当然である。そして、行政の責任領域の見直しとそれによって生ずる諸問題について、国民各位の理解と協力を得て一時的な困難を乗り越えることができれば、長期的には、政府の果たすべき役割の明確化と人的・物的資源の効率的な使用とにより、活力ある福祉社会実現のための充実した行政サービスが可能になることはいうまでもない。

他方、一時的な痛みがあるからといって、その過程を避けて通ろうとすれば、我が国の行財政は、おそらく数年先には手の付けられない状態になり、ひいては我が国社会を全面的な困難に陥れるようになることは疑いない。したがって、行政各部門のみならず、国民、企業、団体それぞれに対しても、高度成長期以来の惰性を断ち切って行政への依存体質を脱却し、活力ある我が国社会を築き上げるための決意と協力を期待したい。

また、行政改革としての性格上、今回の答申は行政部門だけを対象としているが、国民各層が負担を分かち合い改革に努力するという趣旨から、立法府や司法府においても自発的に合理化、効率化の努力をされることを強く要望したい。

## 第2 緊急に取り組むべき改革方策

### 支出削減等と財政再建の推進

#### 1 財政改革の当面の方針

##### (1) 増税なき財政再建の推進

大量の公債に依存せざるを得ない我が国の財政は、今後着実に特例公債を減額しつつ、赤字公債依存体質から脱却し、新たな社会経済情勢への対応力を回復することが必要である。

財政の再建に当たっては、何よりも行財政の徹底した合理化、効率化を進めるべきであり、昭和57年度予算の編成に当たっては、次の方針を堅持する必要がある。

新規増税を行わず、特例公債の発行を減額することを基本方針とする。

行財政需要の惰性的膨張を思い切って抑制するために、行政の制度、施策の抜本的な見直しを行うことにより、支出の節減合理化を図る。各省庁ごとの歳出額は、原則として前年度と同

額以下に抑制する。

地方公共団体においても、国に準じて支出の節減合理化、抑制を図る。

##### (2) 行政の見直しによる支出の合理化等

ア．次の基準により支出の節減合理化を図る。

内外状況の変容により不要不急化したものは、廃止、凍結又は縮減を図る。

効率性の低いものは、廃止又は効率化を図る。

社会的公正の原則及び自立・自助の精神に照らして問題があるものは、所得制限、負担増、助成の縮減等、受益者負担の適正化を図る。

民間の活力を生かすことが可能なものは、極力民間の自主的運用にゆだねる。

助成手段を補助から融資へ転換することが可能なものは、極力その転換を図る。

イ．遊休資産処分等税外収入により収入確保を図る。

### (3) 税負担の公平確保

税負担の公平確保は極めて重要な課題であり、制度面、執行面の改善に一層の努力を傾注する必要がある。

## 2 支出と収入に関する一般的方策

### (1) 一般行政経費

一般行政経費のうち、人件費については定員、給与等の合理化により極力抑制を図るとともに、旅費、庁費等の経常事務費については前年度と同額以下に抑制する。

### (2) 補助金

補助金等で、本答申においてその具体的な整理合理化方策を個別に明らかにしたもの及び生活保護費等を除き、各省庁の自主的、積極的な判断によることが適当なものについては、各省庁ごとに総枠（例えば1割削減）を設定して整理合理化を進める。

この場合、

既にその目的を達し、あるいは社会的経済的実情に合わなくなったもの

補助効果が乏しいもの

受益者負担、融資など他の措置によることが可能なもの

既に地方公共団体の事務として同化、定着又は定型化しているもの

零細補助金

等の整理を進めるとともに、緊要性の乏しいものについての一時的停止、補助率の引下げ、縦割行政の弊を排した統合・メニュー化、終期設定等の合理化を図る。

### (3) 利子補給等

ア．公庫、公団、事業団等については、貸付金利の法定制の弾力化を図るとともに、社会的必要性と財政負担との調和が図られるよう、金利を含めた貸付条件の見直しを行う。

イ．公庫、公団、事業団等について、滞貸償却引当金（貸倒準備金）の繰入率及び委託手数料の

引下げ等を図る。

### (4) 特定財源

道路その他の特定財源（自動車重量税を含む。）の在り方について幅広く検討する。

(5) 租税特別措置については、昭和51年度以降積極的な整理合理化が図られ、現在、その減収額の約8割が所得税関係、約2割が企業関係であるが、最近の厳しい財政状況にかんがみ、以下の基準により更に厳しい見直しを行うこととする。

適用期限の到来するもの。

制度創設以来長期にわたるもの

政策目的の意義が薄れたもの

利用状況が悪く政策効果の期待できないもの

その他当該措置の実態に照らして是正を行うことが適当なもの

### (6) 特殊法人からの益金納付

現在、相当多額の利益剰余金等を有している特殊法人について、特例的な措置として益金の国庫納付を図る。

### (7) 国及び特殊法人の遊休資産処分

都市及び都市周辺における処分可能な国有地等については、都市整備等今後の利用計画との関連を考慮しつつ、以下の措置をとる。

ア．大蔵省所管一般会計所属の普通財産については、更に売払い等の処分の促進を図る。

イ．国立学校特別会計等各省所管の財産及び国鉄等特殊法人の財産については、未利用地の売払い等の処分の促進を図る。

## 3 支出に関する個別の方策

### (1) 国民生活と行政

国民の所得水準の向上と社会の成熟化という事実を踏まえ、自由で活力のある福祉社会を実現するために、国民生活と行政とのかかわり方の見直しを進め、真に救済を必要とする者への福祉の水準は堅持しつつも、国民の自立・自助の活動、自己責任の気風を最大限に尊重し、関係行政の縮減、効率化を図る。

ア．医療

(ア) 医療費の適正化

年々急増する医療費については、総額を抑制し、医療資源の効率的利用を図るため、以下の措置をとる。

国民健康保険については、地域医療保険の性格を持ち、かつ、法律上都道府県がその健全な運営について指導の責任を負うとともに、医療費の監査権限を有していることにかんがみ、医療費の適正化を図る上から、給付費の一部を都道府県が負担することも制度上考えられるが、この問題については、なお財源問題もあるので、この点を含め政府部内において本年末までに検討を加え結論を得る。

毎年、薬価調査を行い、薬価基準を見直すとともに、その算定方式の改善を図る。

医療費の不正請求及び乱診乱療を抑制するため、医療機関に医療費の金額等を明らかにした文書を患者に対して発行させる。また、レセプト審査、医療機関に対する指導監査の強化、不正・不当請求についての厳正な処分の実施を図る。

医療費の効率化に資するため、高額医療機器の共同利用の促進等の施策を積極的に推進する。

現行医療費支払方式の問題点を踏まえ、医療費適正化のために有効な改革案を検討し、早急な実施を図る。

(イ) 医療保険

医療保険の国庫負担については、定額国庫補助の廃止等によりその削減を図る。また、受益者負担の原則にかんがみ、高額医療費自己負担限度の引上げ等を行う。

医療保険に対する事務費国庫負担の保険料財源への切換えを図る。

(ウ) 老人保健医療

老人保健法案の早期成立を図り、組合健康保険、国民健康保険等、保険者間の負担の公平化、患者一部負担の導入等を内容とする老人保健制度を早急に実施する。

同制度の実施に当たって、老人医療の特性を踏まえた合理的支払方式の確立、加入者数を重視した保険者間の適正な負担按分

算定方式の設定、保健事業に係る費用の適正な徴収を図る。なお、老人保健制度において患者一部負担を導入した趣旨にかんがみ、地方公共団体は、単独事業としての老人医療無料化ないし軽減措置を廃止すべきである。

イ. 年金、恩給等

(ア) 厚生年金、国民年金、国家公務員共済、農業者年金、私立学校教職員共済等の公的年金に対する国庫負担について、各制度間のバランスに配慮しつつ、当面、負担率を引き下げる等その削減を図る。

(イ) 各種公的年金制度については、その長期的安定を確保するため、制度間の均衡を図りつつ、老齢年金の支給開始年齢の段階的引上げ等給付の内容と水準を基本的に見直し、保険料を段階的に引き上げる等、年金制度の抜本的な改正を検討し、早急な実施を図る。

(ウ) 昭和57年度においては、恩給費の増加を極力抑制し、新規の個別改善は行わない。

(エ) 各種公的年金に対する事務費国庫負担の保険料財源への切換えを図る。また、医療・年金保険以外の公的保険に対する事務費国庫負担についても、同様の観点から逐次改善を図る。

ウ. 社会福祉

(ア) 児童手当については、公費負担に係る支給を低所得世帯に限定する等制度の抜本的見直しを行う。

(イ) 児童扶養手当、特別児童扶養手当については、他の類似手当との均衡を考慮し、かつ、認定の適正化を図る上から、支給に要する費用の一部を都道府県が負担することも制度上考えられるが、この問題については、なお財源問題もあるので、この点を含め政府部内において本年末までに検討を加え結論を得る。

(ウ) 保育所については、幼稚園についての検討と併せ、費用徴収基準の負担能力に応じた強化、公平化を図る。また、その新設は、地域の実情に配慮しつつ、全体として抑制する。

(以下略)

## 行政の合理化，効率化の推進

- 1 行政の合理化，効率化の当面の方針（略）
- 2 国の行政部門の合理化，効率化方策（略）
- 3 特殊法人の合理化，効率化方策（略）

### 4 地方公共団体の合理化，効率化方策

地方公務員の定数，給与等については，基本的には，各地方公共団体における自律機能の発揮によって改善されることが期待される。

その趣旨から，これらの実態を積極的に公表するなどの制度的な措置の検討が必要であると考えられるが，当面，国の施策に関連するものを中心として，以下の方策により，その合理化，適正化を図る。

#### (1) 定数の合理化，適正化

##### ア．国の施策に関連する地方公務員の増員抑制等

(ア) 職員増加部門における増員を厳しく抑制するため，財政再建期間中，公立小・中学校及び公立高等学校の教職員については，「第五次学級編制及び教職員定数改善計画」及び「第四次公立高等学校教職員定数改善計画」の実施を停止するとともに，児童生徒の増加に伴う増員措置は，弾力的に対処することによって大幅に縮減し，また，地方警察官については要員配置の合理化等により，消防職員については広域消防化，民間自助努力の活用等により，厳しく増員を抑制する。

(イ) 国の法令等による職員配置の義務付けの廃止，緩和等を推進するとともに，当面，地方公務員の増加をもたらすような職員配置基準の新設又は改定は，原則として行わないこととする。

また，補助職員については，整理合理化を推進するものとし，当面，その新設，増員を原則として行わないこととするとともに，国家公務員の定員削減強化に準じた定数削減

（行政需要が減退しているものについては，極力削減数の上乘せ）を実施する。

(ウ) 地方公共団体において国の法令で定める定数を超えて配置している職員については，そ

の是正について強く指導する。

(エ) 公共施設の設置，運営等については，以下のような措置を講じ，定数の合理化を図る。

社会福祉施設，社会教育施設等の公共施設については，民営化，管理・運営の民間委託，非常勤職員の活用，地域住民のボランティア活動の活用等を地域の実情に即して積極的に推進する。

学校給食業務については，共同調理場方式への転換，非常勤職員の活用，民間委託等を，清掃業務については，民間委託等をそれぞれ地域の実情に即して積極的に推進する。

公共施設の設置については，財政再建期間中，極力抑制する。

公共施設については，現行の国庫補助について合理化を進め，地域の実情に沿った複合的な施設の活用を図る。

##### イ．地方公共団体の定数抑制措置

(ア) 地方公共団体は，類型別の標準定数（モデル）を活用して厳正な定数管理を行うものとし，国も，このことに関し，必要に応じ個別に指導を行う。

(イ) 地方公共団体は，国家公務員の定員削減強化に準ずる削減措置を講ずるものとする。

#### (2) 給料，退職手当等の適正化等

##### ア．給料，退職手当等の適正化

(ア) 地方公務員の給料，退職手当等については，国家公務員，地域の民間事業の従事者等との均衡が図られ，かつ，地域住民の納得が得られるものとすべきであり，そのための一方策として，各地方公共団体において，職員の給与の実態等を住民に積極的に公表するものとする。

(イ) 不適正な給料表の使用，不適正な退職手当制度，職務に対応しない等級への格付け，違法な昇給期間の短縮等給与制度又はその運用に適正を欠く地方公共団体に対し，個別に指導を強化する等是正のための方策を講ずる。

(ウ) 国家公務員の給与水準（退職手当を含む）を著しく上回る地方公共団体に対しては，財政措置を講ずる。

## イ．地方公務員の給与抑制

地方公務員の給与抑制については、国に準じた措置を講ずるものとする。

国会で継続審議となっている定年制法案（地方公務員法一部改正法案）の早期成立を図る。

## 5 許認可等の整理合理化方策（略）

### （3）定年制の早期導入

## 第3 今後の検討方針

今回の行政改革の目標は、21世紀を展望した国づくりの基礎を固めることにある。しかし、この第一次答申でとり上げることのできたのは、昭和57年度に緊急に着手すべき行財政改革に重点を置いたもののみである。それはあくまで行財政改革の第一歩にすぎない。当調査会は、政府がこの第一歩を着実に踏み出し、行政改革という大事業達成の糸口を切り開くことを強く期待する。

当調査会としても、この第一次答申作成の経験を踏まえ、行政改革の基本的問題について今後も精力的に検討を続ける決意であり、逐次結論を得てその成果を提出したいと考えている。

今後の検討課題として、現段階で我々が特に重要と考えているものは、次の諸点である。

### 1 行政課題の変化と行政の役割の見直し

新たな時代への移行に伴い行政の課題に大きな変化が生じている。この変化に行政が適切に対処していくためには、まず、自由で活力のある福祉社会の実現をめざして、国民生活と行政のかかわり方を抜本的に見直すことが必要である。援助を真に必要とする人びとには、暖かくまた十分な福祉サービスを提供し、同時に自立・自助の精神、自己責任の気風を妨げるような過剰な関与を厳に慎むという行政の新しい在り方が明確にされなければならない。医療、年金、福祉、文教等について、以上の観点から、制度の根本に立ち返った検討を行う必要がある。経済活動に対しても、民間の創意と活力が自由かつ適正に発揮されるような環境をつくるために、行政が何をしなければならず、また何をしてはいけないかを施策相互間の優先順位を含め明確にすることが重要である。この観点から、公共事業、産業助成政策等についても、従来の通念にとらわれない検討を行わなければならない。

また、国際的な相互関係が深化し、我が国の平和

と繁栄は、国際社会の動向と不可分に結びついており、その中で国際的地位の向上に伴い我が国の役割、責任も増大している。このような視野に立って、我が国の外交、防衛、対外協力等の在り方、エネルギー政策、科学技術政策、食糧政策等を総合的に検討し、安全と繁栄を確保し得る行政体制を確立する必要がある。

### 2 行政機構と行政運営の改革

行政の新たな諸課題を達成する前提として、行政機構をより効率的で、弾力性に富み、国民に開かれ、しかも簡素なものとする必要がある。我が国の中央省庁の体制は、基本的には、戦後独立を回復した昭和27年以来変わっておらず、以後現実の必要に迫られ、問題ごとの調整機関が追加されることによって次第に増大してきた。また、その内部組織は40年代半ばまで拡大の一途をたどり、その後整理の努力が行われたとはいえ、なお基調としては増大傾向にある。これら行政機構については、新たな時代の展望を踏まえて、その在り方を見直し、諸省庁の統廃合を含めその簡素化、効率化を強力に推進する必要がある。

また、今後行政運営が効率的に行われ、総合的な効果を最大にしていくためには、行政が硬直的でなく、変化に対して弾力的に対応できる仕組みをつくることや行政各部門が一体となって問題解決に取り組んでいけるようにすることが必要である。このため行政各部門の総合調整の在り方や、予算編成、機構定員管理の体制、公務員制度等について抜本的な検討を行わなければならない。

さらに、行政と国民のかかわり方の基本前提として、行政への信頼性を高めることが重要であり、行政情報の公開及び管理、監察・監査機能（オンブズマンを含む。）等について制度的な検討を進める必要がある。

### 3 国と地方との機能分担及び地方行政の改善

地方自治の原則と行政サービスの全国的公平性、統一性の確保の要請との最適な調和をめざして、国と地方公共団体のかかわり方を抜本的に見直すことが必要である。国民の自己決定という民主主義の理念に照らしても、また、それぞれの地域社会の実情に真に見合った行政サービスを提供するためにも、地方公共団体の自主性は十分に強化されなければならない。しかし、他方、行政サービスの水準が地域により不公平となることも避けなければならない。

この二つの要請を調和させ、心のかよった自主的で公平な行政を実現するために、国と地方公共団体との機能分担、費用分担及び財源配分、国の出先機関の整理、広域行政需要への対応方式、地方公共団体の組織・定数管理方式等を始め、国と地方公共団体及び地方公共団体相互のかかわり方を全般的に検討する必要がある。

### 4 官業及び許認可、保護助成等政策手段の再検討

政府あるいは特殊法人等の行う事業については、社会経済の変化への対応、民間との適切な役割分担等の観点から、絶えず見直しが行われなければなら

ない。三公社五現業を始めとする政府の各種事業について、民間事業との役割分担を洗い直し、また、事業運営の効率化を進めていく必要がある。さらに、特殊法人について、政府の規制監督の在り方を含め、あらためて全面的検討を行い、その整理統廃合を推進するとともに、制度の抜本的改革が図られねばならない。また、認可法人や公益法人は、必ずしも官業を営むものとはいえないが、行政とのかかわりの中で事業を行っているものが多く、この際、その在り方を検討することが必要である。この点は、地方においても同様の問題がある。

以上のような、事業分野での民間と行政のかかわり方の見直しとともに、民間活動に対する公的関与の在り方及びその手段についても再検討されなければならない。これらは許認可、検査検定といった規制監督行政あるいは補助金、政策融資といった保護助成行政として行われているが、累次にわたる政府による整理合理化にもかかわらず、各種の必要からともすれば増加する傾向にあり、また、硬直的な制度の下で不要不急化したものの温存、既得権化等の弊害が生じやすいので、その思い切った整理と制度の抜本的検討が不可欠である。